2025年度(令和7年度) 第3回 藤沢市ケアラー支援協議会 次第

日 時 2025年(令和7年)8月5日(火) 10時30分から正午まで 会 場 藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室及びオンライン

- 1 開 会(5分10:30~10:35)※()内は、目安時間
- (1)開会
- (2)資料及び委員の出席状況確認
- (3)前回議事録の確認
- 2 議 題(75分10:35~11:50)
- (1)第2回協議会の確認について
- (2)【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)について
- (3)ケアラー支援に資する各機関・団体等の活動の課題及び連携先等について
- (4) その他
 - ・産業労働課からの情報提供
- 3 閉 会(10分11:50~12:00)
- (1)事務連絡
- (2)閉会

<資料等>

資料1 2025 年度(令和7年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員等名簿

資料2 2025年度(令和7年度)第2回藤沢市ケアラー支援協議会議事要旨(案)

資料3 協議会と計画について(第2回協議会のおさらい)

資料4【仮称】ケアラー支援推進計画(素案)

資料5 情報交換シートまとめ(当日配布)

【次回開催】

日 時 2025年(令和7年)10月22日(水) 10時30分から正午まで

会場 藤沢市役所本庁舎6階 6-1会議室及びオンライン

2025年度(令和7年度) 藤沢市ケアラー支援協議会委員等 名簿

<委員>

No.	氏名(敬称略)	選 出 母 体 等	選出区分 【規則第5条】
1	大西 剛	藤沢市地域包括支援センター連絡協議会	
2	長岡 豊和	藤沢市居宅介護支援事業所連絡協議会	
3	深見 勝弘	藤沢市障がい児者ヘルパー事業所連絡会	
4	山田 大悟	特定非営利活動法人藤沢相談支援ネットワーク	
5	和田 健太郎	藤沢市精神障がい者地域生活支援連絡会	 関係機関及び民間支援団体
6	大慈 めぐみ	藤沢市訪問看護ステーション連絡協議会	に属する者
7	北野 範之	藤沢市社会福祉協議会 CSW総括	
8	松本 眞理子	藤沢市民生委員児童委員協議会	
9	後藤 智子	小学校長会(天神小学校)	
10	大川 千幸	中学校長会(高倉中学校)	
11	伊草 光一	若年性認知症本人と家族の会『絆会』	
12	樅山 枝里	ひとりやないで!~統合失調症の親と向き合う子向け家族会~	ケアラーまたは元ケアラー
13	中澤美子	チャレンジⅡご家族向け日中活動事業	
14	田中 誠実	藤沢商工会議所	市内企業に属する者
15	興邊 義人	湘南地域連合	労働者団体に属する者
16	青木 由美恵	関東学院大学看護学部	学識経験のある者

<オブザーバー>

No.	氏 名	所属
1	井出 猛	福祉部 福祉事務所 兼 生活援護課
2	田口 真由美	福祉部 障がい者支援課
3	山中 信正	福祉部 高齢者支援課
4	黒坂 稔之	教育部 教育指導課

<事務局>

No.	氏 名	所 属 等
1	古郡 亘幸	福祉部長
2	横田 隆一	
3	髙橋 伸明	
4	宮治 亮子	
5	木村 雄介	福祉部 地域福祉推進課
6	上村 光代	抽性中 地 場補低性達殊
7	鎌田 実	
8	高比良 幸加梨	
9	鎌田 雄太	

1

No.	氏 名	所属等	
10	鈴木 憲二郎		
11	青木 武彦	福祉部 福祉総務課	
12	飯田 達彦		
13	鶴井 真保	子ども青少年部 こども家庭センター	
14	中村 佳奈	健康医療部 保健予防課	
15	吉澤 宏直	経済部 産業労働課	
16	髙瀬 有希	教育部 教育総務課	

2025年度(令和7年度) 第2回 藤沢市ケアラー支援協議会 議事要旨(案)

I.開催概要

- 1 **開催日時** 2025年(令和7年)7月1日(火) 午前10時30分~正午
- **2 開催場所** 藤沢市役所本庁舎 8 階 8−1、8-2 会議室及びオンライン
- 3 開 会 (5分_10:30~10:35)(※()内は、目安時間
- (1)開会
- (2)資料等の確認
- (3)委員の出席状況確認
- (4)前回議事録の確認
- 4 議 題 (75分 10:35~11:50)
 - (1)第1回協議会の確認 について
 - (2)【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)について
 - (3)ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について
- (4)その他
- 5 閉 会(10分 11:50~12:00)
- (1)事務連絡
- (2)閉会

Ⅱ.会議の概要(議事要旨)

1 開会

事務局の司会進行のもと、資料確認、参加者の確認を行った。

2 議題

議題(1)第1回協議会の確認について

ア《資料3について事務局より説明》

イ質疑応答 ⇒ 特になし

議題(2)【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)について

ア《資料4について事務局より説明》

イ 意見交換

【青木会長】

藤沢市ケアラー条例の特徴的なポイントが気になるので、当事者の立場か

らの意見を率直に聞きたい。

【北野委員】

ケアラーは誰もがなり得る可能性があり、年齢によって異なる問題に直面することがある。それぞれのライフステージで異なる課題を考えると、他人事ではなく自分事として感じることができる。

【青木会長】

事務局より回答をお願いする。

【事務局】

意見を参考に、ライフステージごとの状況で、どのような可能性があるかということを端的に分かってもらえるようなものを検討する。

【青木会長】

「ケアラーを取り巻く状況」について、様々な角度でみた統計や国、藤沢市 独自の状況を持っている人いたら話を聞きたい。

【田中委員】

経済産業省が経営者向けの仕事と介護の両立支援ガイドラインを出しており、経済損失や都道府県別のビジネスケアラーの数が記載されている。藤沢市の条例でもビジネスケアが取り上げられている。ケアラーの状況を統計調査に組み込むことも有益であると考えられる。

【北野委員】

個別支援する中で、外国籍の子どもが親の通訳となっている場面が非常に 多いので、外国籍籍の世帯に関することも視点として必要である。

【大西委員】

ケアラーを取り巻く状況として、8050 や 9060 という時代になっている中で、複合的に複雑な課題のある世帯が非常に増えている状況を入れたらよいのではないか。例えば、ケアラー自身もケアを必要としている世帯があるという観点も文言として触れるとよいのではないか。

【青木会長】

多重な課題を抱えて、福祉だけでも医療だけでも解決が難しいという状況 で、第一線がどのようにつながるか重要である。

【長岡委員】

ケアマネージャーは利用者だけでなく、介護者ケアラーにも寄り添い、共に不安や将来のサービスについて考える。ケアラーは仕事や経済的問題、体力面など様々な苦しみを抱えており、個々の状況に応じた支援が必要である。事

業者は人員基準を満たす必要があり、突発的な対応が困難な場合もある。行政には事業所に対する組織的な支援や検討してほしい。

【青木会長】

様々な状況を考慮する際には、どこに焦点を当て、統計データを活用するかによって見え方が異なる。専門家の助言を得ることが有益である。育児介護の給与保障に関しては事業者にとって課題があり、対応が難しい。

【樅山委員】

ケアラーを取り巻く状況では、データに捉えられない人も存在し、全般的なケアが重要である。データの取り扱いについて検討が必要である。また、精神疾患を抱える親を持つヤングケアラーは偏見の影響を受け、相談先がわからない状況にあり、子どもたちが支援を受けられるような環境整備が必要である。

【青木会長】

状況のデータ収集が重要であり、ライフステージごとの課題や偏見を減ら す啓発活動や教育の取り組みが必要である。ケアラーを取り巻く状況を理解 し、受け入れる教育が重要である。

【山田委員】

障がい者の状況では、手帳取得状況や障がい者数の統計において高齢者と重複する部分があるため、年代別データや福祉サービスの利用状況の把握が重要である。多くのケアラーは自身がケアラーであることに気づいておらず、特に障がい児のケアや引きこもり家族への情報提供が重要である。ケアを受ける人の人生を支えることも重要であり、藤沢でのケアラー支援において重視すべき点である。

【中澤委員】

最近、自分が30年間ケアラーをやってきたことに気づき、自分もケアラーだと認識できた。息子は高次脳機能障がいで自己表現が難しいため、様々な人がいる中で自身の決断ができないことについて考えるようになった。

【伊草委員】

長期にわたるダブル介護やトリプル介護といった状況にいる人々に対し、さらなる支援が必要である。認知症が進行した場合、外出して戻れなくなるリスクがあるため、近隣の人に情報を伝えるアプリの開発が望まれている。急を要する状況で近隣の人に通知できる仕組みがあれば役立つだろう。

【青木会長】

ケアラーの立場からいろんな意見がある。所在地確認や連絡ができるもの

を取り入れている自治体があったり、開発が進んでいたり、部分的にでも広く 多くの人が使える形になっているのか。説明のあった藤沢市の取組を市民へ 届けるようにしたらよいのではないか。

【和田委員】

ケアラーは育児や独身、コロナなどの理由でサービスを受けることが難しい場合、非常に困難な状況に陥る可能性がある。自身がケアラーである職場では、声かけや医療・福祉知識を持つ人たちからのサポートが大きな助けになった。ケアラーは誰にでもなり得ることであり、気遣いや心遣い、職場の理解が重要である。

【松本委員】

親が精神疾患だったが、当時ケアラーという気持ちはなく、また、指導員として担当している外国籍のお子さんも、何かやってあげているというよりも日常生活なのかなと。ただ、困った時、追い詰められてしまった時に相談できるところがあるとよい。日々のことなので、どこでキャッチできるかわからない。ヤングケアラーとしながらも、自身の活動ができない状態ではないため、大変さがわからない。幼い子どもを持つ家庭でも、夫の協力がむずかしく、母親ひとりでの育児に私たちの時にはそれは当たり前だったため、親御さんには言えずにいるが、誰かに頼むのにも、困ったときに声をあげられる、それに気づけることが大切。

親が精神疾患である場合や外国籍の子どもを預かる指導員としての日常生活において、ケアラーとしての気持ちがないと感じることがある。困った時や追い詰められた時に相談できる場所が重要であり、日常の中でサポートを受けられる仕組みが必要である。自身がヤングケアラーであるため大変さを理解しにくい状況でも、信頼できる場所や人に声をかけることが重要である。

【青木会長】

様々な事例を聞くことができ、多くの意見が出た。事務局提案の【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)については、承認してもよいか。

→ 委員全員からの了承を得る。いただいた意見を整理・調整し、反映できるところはする。

議題(3)ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について

- ア《追加資料1~2について事務局より説明》
- イ 意見交換

【青木会長】

様々な役割の中での活動についての意見がほしい。

【北野委員】

支援団体が様々な活動をしているなかで、地域活動は多いが、ケアラーに 対する事項は特に少ない印象がある。社会福祉協議会としてはケアラー支援 の視点を、地域の人に共有していくことも、大事な社会の役割だと思う。

【青木会長】

ケアラー向けの支援が多くないところで、並べてみると必要なものが見えて くることがあるかもしれない。

【深見副会長】

障がい児者のヘルパー事業所連絡会では、ヘルパーがケアラーの存在に手を差し伸べにくい状況にありながらも、困っている相談が増えている。リソースの不足や日々の業務で訪問が難しい現状があり、一時的な窓口からのつながり作りが課題とされている。段階的にアプローチする仕組みや階層的な情報提供が必要とされている。

【大川委員】

中学校では、子どもたちの精神的なきつさや勉強上の困難が目につきやすい。いくつかのパターンがあり、表出しやすい部分には関わりやすいが、一方で見えにくい部分もあり、三者面談や連携に課題がある。家庭の中までサポートするのは難しいが、今後は小学校や中学校が子どもに近い立場にあるため、注意が必要である。

【中澤委員】

チャレンジIIの日中活動では、高次脳機能障がいの当事者の会とご家族の会に分かれて活動している。自分自身は息子が施設入所をしているので、現在困難に直面することはないが、相互の話を通じて共感し合い、気持ちを共有することで穏やかな気持ちになれる。活動は緩やかであり、それが細かい話題を共有しやすくしている。

【大慈委員】

訪問先について、高齢の母親を介護する息子がケアラーであり、親子間での喧嘩が激しくなっている状況があり、息子自身は無職でケアすることで支えられている人をどのように支援するのがベストなのか悩んでいる。成人の場合、介護保険や福祉サービスを活用することでサポートを受ける体制ができてくると思う。一方で、子どものことが気になる。サポートが課題であり、カウンセリングも限られている。そもそも慣れてない大人に話せるぐらいだったら悩まないで

あろう。情報を得難い子どもたちをどのようにサポートすべきか悩んでおり、子 ども食堂などで大人が気軽に声をかけられる環境を整えるためにボランティア の力が必要だと思う。

【大川委員】

藤沢市では生活アンケートを実施し、引っかからない子どもたちを見つける ために項目を絞ったカウンセリングを実施している。様々な方法で取り組んで いるが、引っかからない子どもたちに対する支援が不足している可能性がある。 そのため、引っかからない子どもたちを見つけ出し、支援することが重要である。

【興邊委員】

中心に置くものが変わると周りがすごく変わるのだろう。少しでもこの条例が幅広く、みんなにとって、ケアしている人たちにとって、より良くまとめられるとよい。

【大西委員】

藤沢型地域包括ケアシステム推進会議に参加する中で、藤沢市では高齢者だけでなくあらゆる世代や障がい種別を問わず、重層的なネットワークで支援する理念があると理解している。ケアラー支援協議会でも様々な世代のケアラーが活動しており、藤沢型の理念に近い形で活動している。異なる分野の人々がネットワークを強化し合うことが重要である

【北野委員】

当事者と支援者のタイプ別と段階分けが大事。当事者に関してはケアラーについて色々な定義もあり、当事者が求める支援レベルといったところもまた変わってくる。特定してスタートじゃなくて全部一旦洗い出した上で、カテゴライズしてから区分けするとよいというが当事者向けで一つ、支援者向けに関しては、支援のいろいろ役割もある中で、もし支援段階の受け皿がどのくらい対応できるのかという、対応レベルでもしっかり気配が必要。知識をまだ習得するレベルの事業者なのか、実践もできるところなのか、また。そのさらに連携もできるところなのか。当事者への支援を用意するだけじゃなく、支援者側の支援も大事。同時にレベル分けしてどう対応していくかできればよい。

議題(4) その他

【子ども家庭センター】

チラシを配布。

子ども自身、家庭での自覚しづらいところで、周囲の大人が気づいていくポイント等も含めてこのチラシの裏面にポイントを記載している。大人が気づくこ

とが非常に大事で、学校、児童館に、大人の啓発向けのチラシを配布している 状況。 ヤングケアラーというのは子どもだけの問題ではなく、周囲の環境を含 めて対応を進めていくことが重要で、これからも多機関等と協力して取り組ん でいく必要がある。

3 閉会

(1)事務連絡

【事務局】

事務連絡。次回会議について 8 月 5 日火曜日午前 10 時 30 分から本庁舎 8 階 8-1・8-2 会議室で開催を予定。

(2)地域福祉推進課横田課長のもと、閉会。

以上



第2回 ケアラー支援協議会のおさらい





1 第2回協議会の内容

【協議事項】

- ◆ 【仮称】ケアラー支援計画骨子(案)について
- ◆ ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について



- ◆事務局提示案の概要
 - 1 計画の概要
 - (1)計画策定の趣旨・背景
 - (2)計画の性格と位置づけ
 - (3)計画の期間
 - (4)ケアラーの定義
 - 2 ケアラーを取り巻く状況(国、県等の統計資料の活用)
 - 3 計画の基本理念と施策の体系
 - (1)計画の基本理念
 - (2)施策の体系
 - 4 ケアラー支援に関する施策(事例)
 - 5 資料編



◆事務局提示案に対するご意見と考えられる反映先(要検討)①



- ◆ケアラーは誰もがなり得る可能性があり、年齢によって異なる問題に直面することがある。それぞれのライフステージ ➤ 【イメージ図】
- ◆外国籍の子どもが親の通訳をしている状況から外国籍の世帯に関することも視点として必要 ➤ 【事例】
- ◆ケアラーを取り巻く状況として、8050や9060
 - ➤ 【イメージ図と事例】
- ◆ケアラー自身もケアを必要としている世帯がある ➤ 【事例】
- ◆多重な課題を抱え、福祉だけでも医療だけでも解決が難しいという状況
 - ➤【課題と方向性】



◆事務局提示案に対するご意見と考えられる反映先(要検討)②



- ◆精神疾患を抱える親を持つヤングケアラーは偏見の影響を受け、相談先がわからない状況にあり、子どもたちが支援を受けられるような環境整備が必要 ➤ 【課題と方向性】
- ◆ライフステージごとの課題や偏見を減らす啓発活動や教育の取り組みが 必要 ➤ 【課題と方向性】
- ◆障がい者の状況では、手帳取得状況や障がい者数の統計において高齢者と重複する部分があるため、年代別データや福祉サービスの利用状況の把握が重要 ➤ 【統計】
- ◆多くのケアラーは自身がケアラーであることに気づいておらず、特に障がい見のケアや引きこもり家族への情報提供が重要 ➤ 【課題と方向性】



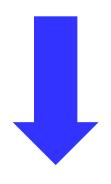
◆事務局提示案に対するご意見と考えられる反映先(要検討)③



- ◆長期にわたるダブル介護やトリプル介護といった状況にいる人々に対し、さらなる支援が必要 ➤ 【課題と方向性】
- ◆ケアラーは誰にでもなり得ることであり、気遣いや心遣い、職場の理解が重要 ➤ 【課題と方向性】
- ◆困った時、追い詰められてしまった時に相談できるところがあるとよい
 - ➤【課題と方向性】
- ◆困ったときに声をあげられる、それに気づけることが大切
 - ➤【課題と方向性】



何をどこまで意見を入れられるかわからないが・・・・



骨子案を承認

3 ケアラー支援に資する各機関及び団体等の活動について

【委員の方々が思うこと】

- ◆ ケアラー支援に関する取り組みが少ない
- ◆ 一時的な窓□からのつながり作りが課題
- ◆ 段階的にアプローチする仕組みや階層的な情報提供が必要
- ◆ 学校では子どもたちの精神的なきつさや勉強上の困難が目につきや すい
- ◆ 気持ちを共有することで穏やかな気持ちになれる場所がある
- ◆ ケアすることで支えられている人をどのように支援するのがベストなのか
- ◆ 情報を得難い子どもたちをどのようにサポートすべきか
- ◆ 生活アンケートを実施し、引っかからない子どもたちを見つけるため に項目を絞ったカウンセリングを実施
- ◆ 異なる分野の人々がネットワークを強化し合うことが重要
- ◆ 当事者と支援者のタイプ別と段階分けが大事

【仮称】藤沢市ケアラー支援推進計画(素案)

- ※ 統計資料や本市の事業についての詳細な内容については未記載ですが、骨子を基に内容を記載しました。記載内容について、第3回の協議会当日にご意見をください。
- ※ <mark>網掛け部分(黄色)</mark>は、前回協議会までに委員の方々からいただいたご意見を 反映させたものです。反映させるか否か、反映させた場所が適当かどうかなど につきましてご意見をいただけると幸いです。

1 計画の概要

(1)計画策定の背景及び趣旨

ア背景

2025 年(令和7年)に団塊の世代全てが後期高齢者となり、2040年(令和22年)には団塊ジュニア世代が高齢者になります。高齢者や介護が必要な人々の数が急増し、介護ニーズが高い85歳以上の高齢者が増加することが見込まれ、家族の介護負担は増加し、社会では今なお「家族が介護するのは当たり前」という考え方が根強く残っています。

また、18歳未満のヤングケアラーと呼ばれる方も存在し、ケアを行いながら将来のための時間を失っている可能性もあることや、介護と仕事の両立が難しく、「介護離職」が社会問題となっています。

本市では、今日に至るまで、社会的に孤立しやすい人、日常生活で困難や生きづらさを抱える人々が、既存の制度やサービスの対象外となる状況に対応すべく市の各部門が連携し、重層的支援を提供する取組を推進しながら年齢や属性を問わない包括的な支援体制の構築をめざしてきました。

さらに、いわゆる「8050・9060」、ダブルケアラー、若者ケアラー及びビジネスケアラーなど新たな課題に直面する中、複雑化・多様化した世帯のニーズに対応するため、世帯全体を支援する視点から、ケアラー支援についても検討しております。

また、藤沢型地域包括ケアシステムの推進を掲げ、ケアラーに対する支援を検討するとともに、国などとの情報交換を進めていく中で、一般社団法人日本ケアラー連盟や大学等との協力の基、全国に先駆け、2016年(平成28年)に、市内小・中・特別支援学校の教員を対象としたヤングケアラーに関するアンケート調査を実施しました。

一方、神奈川県では2021年(令和3年)に神奈川県ケアラー(家族介護者) 実態調査、国の子ども・子育て支援推進調査研究事業を活用した三菱UFJリ サーチ&コンサルティング株式会社によるヤングケアラーの実態に関する調査 研究が2020年(令和2年)~2022年(令和4年)にかけて実施されました。

このように本市、神奈川県、国においてケアラー支援に関する調査等が進み、世の中でもケアラーへの関心が高まる中、2024年(令和6年)12月の藤沢市議会定例会において「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(以下「ケアラー支援条例」という。)」が、全会一致で可決されました。

ケアラー支援条例では、ケアラーに対する支援に関する基本理念を定め、市の責務や市民、事業者、関係機関、学校等の役割を明確にし、ケアをされる人もケアをする人もどちらもが大切にされ、夢と希望をもって健康で文化的な自分らしい人生を送ることができる社会をめざしています。また、ケアラーの定義や支援計画の策定、ケアラー支援協議会の設置、広報・啓発活動、早期発見の重要性などが規定されています。

イ 趣旨

社会構造・経済環境の変化、価値観の多様化、地域コミュニティへの関心の 希薄化など様々な要因により、先行きの見えない生活に対する不安が増大して いる社会情勢の中、その影響を受け易い立場と考えられるケアラーへの支援に 関し、本市は、ケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、その支援に関する施策を総合 的かつ計画的に実施するため、【仮称】藤沢市ケアラー支援推進計画(以下「ケアラー支援計画 |という。)を策定することとしました。

(2)計画の性格と位置づけ

ア 性格

ケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、市の責務及び市民等、事業者、関係機関、 学校等の役割や行動の指針、支援に対する考え方を記載します。また、藤沢市 地域福祉計画をはじめとする福祉分野の計画や、保健・医療、教育、経済等関 連する分野の計画と整合性が保たれるよう配慮します。

イ 位置づけ

地域共生社会の実現に向け、ケアラー支援条例第4条の規定に基づき、ケアラー支援に関する施策を実施するための独立した計画として位置づけます。

(3)計画の期間

計画策定当初は、2026年度(令和8年度)から2029年度(令和11年度)の4年間とします。2030年度(令和12年度)以降については、地域福祉計画の改定の時期に合わせ、3年ごとに改定していく予定です。

(4)ケアラー等の定義

ケアラー支援計画において、ケアラーなど、各用語の意義は、次のとおりとします。

- ア 「ケアラー」: 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、 友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話そ の他の援助(以下「介護等」という。)を提供する者をいいます。
- イ 「ヤングケアラー |:ケアラーのうち、18歳未満の者をいいます。
- ウ 「若者ケアラー」:ケアラーのうち、18歳からおおむね40歳に達するまでの者 をいいます。
- エ 「ビジネスケアラー」:ケアラーのうち、主として仕事をしている者をいいます。
- オ 「ダブルケアラー」:子育てと親や親族の介護などを同時に担う者をいいます。
- カ 「ケア対象者」:ケアラーから介護等の提供を受ける者をいいます。
- キ 「市民等 |: 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者をいいます。
- ク 「事業者 |: 市内で事業活動を行う者をいいます。

- ケ 「関係機関」:介護、医療、教育、就労、児童の福祉、障がい者、障がい児又は生活困窮者の支援その他これらに類する分野の業務を行い、その業務を通じて日常的にケアラーに関わる可能性がある機関をいいます。
- コ 「学校等」:関係機関のうち、ヤングケアラー又は若者ケアラーと関わり、又 は関わる可能性がある学校その他教育に関する業務を行う機関をいいます。
- サ 「民間支援団体」:ケアラー支援を行うことを目的とする民間の団体をいいます。

2 ケアラーを取り巻く状況(国、県等の統計資料の活用)

- ➤ 本市の高齢化状況
- ➤ 要介護度別認定者の割合の推移と見通し
- ➤ 少子化の進行状況(県データ)
- ➤ 障がい者の状況(手帳の取得状況推移: 年代別)
- ➤ ひとり親家庭に関する状況
- ➤ 生活保護推移
- ➤ 各部署で実施している調査データ(があれば掲載)
- ► ビジネスケアラーに関するデータ(経済産業省)
- → 過去のアンケート結果から導き出されるケアラー支援に関するポイント

3 計画の基本理念と施策の体系

(1)計画の基本理念

ケアラーは家族や身近な人を介護や看護などで支える重要な役割を担っていますが、過大な介護負担や経済的負担により自身の生活に大きな影響を受ける可能性があります。また、ヤングケアラーについては、心身への負担のみならず教育機会が損なわれことに伴う学習への影響及び将来の選択肢が制限されることが懸念されます。

このような状況を未然に防ぐためには、行政のみならず地域全体での助け合いが欠かせません。全てのケアラーとケアを受ける人が支えられ、自分らしい人生を送るために、家族だけでなく社会全体での取組が必要です。

これらのことから、本計画ではケアラー支援条例の趣旨を踏まえ、ケアラー支援 に係る基本理念を次のとおりとします。

- ア 全てのケアラーが、個人としてその意思を尊重され、将来に夢と希望を持って 健康で文化的な生活を営むことができるよう支援します。
- イ ケア対象者とケアをする家族などに包括的な支援がなされ、市民、事業者、 学校、関係機関、民間支援団体など様々な主体が連携して、ケアラーを社会 全体で支えることをめざします。
- ウ ヤングケアラー及び若者ケアラーへの支援では、その権利を尊重するととも に、心身の健康な成長と適切な教育を確保し、社会人への移行期で重要な 選択が行われる時期を考慮して支援します。

(2)施策の体系

ア 市の責務

(ア)責務

市は、ケアラー支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、介護、障がい者、障がい児、医療、教育、児童の福祉などに関する制度を考慮し、ケアラーの意向を尊重しながら、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などと協力して施策を推進します。

(イ)活動の指針

ケアラー支援に関する施策を実施するためのケアラー支援計画を策定するとともに、ケアラー支援計画に関すること及びケアラー支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を求めるため、藤沢市ケアラー支援協議会を設置及び運営を行います。

イ 市民等の役割

(ア)役割

市民等は、ケアラーの立場やケアラー支援の必要性を理解し、ケアラーが 安心して生活できる地域を作るために努力します。また、市が実施するケア ラー支援に関する施策や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などの活動 に協力するよう努めます。

(イ)活動の指針

精神障がいを初めとする障がいや認知症等に対する正しい理解に努め、ケアを必要とする人本人とケアラーが、周囲に助けを求めやすい地域づくりを推進します。具体的には、ケアを必要とする人等を含めた見守りや、ケアラーの話し相手になるなど、町内の会館、空き家、公園などの活用も視野に入れた居場所づくりを通じて、地域での支え合いを促進します。自助・互助の仕組みを構築することが必要です。

ウ 事業者の役割

(ア)役割

事業者は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。また、雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識し、その従業員がビジネスケアラーであると認められる場合は、その意向を尊重しつつ、必要な配慮や支援を行います。

(イ)活動の指針

事業者は、従業員への周知啓発、福祉に係る相談窓口・支援に係る情報 提供等を実施するとともに、商工業団体や労働団体等と連携し従業員がケア ラーとなっても働き続けることができる環境整備に努めます。 また、従業員やその家族がケアラーである場合には、必要に応じて市等の 行政や関係機関と情報共有し、連携を図ります。

エ 関係機関の役割

(ア)役割

学校を除く関係機関は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。

また、日常業務でケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がケアラーである場合は、その意向を尊重しつつ、健康状態や生活環境を確認し、必要な支援を提供します。支援が必要なケアラーには、情報提供や他の支援機関への案内など、必要な支援を行うよう努めます。

(イ)活動の指針

関係機関は、サービス利用者(世帯)等に対して、常にアンテナを張り、見守りながら、各種制度や社会資源の活用、家族支援、フォローアップを行うことが重要になります。また、ケアラーの孤立を防ぐため、事業所自らが相談窓口として機能し、ケアラー支援の理解を促進するための地域を巻き込んだ土壌づくりも必要です。

さらに従業員やその家族がケアラーである場合には、就労との両立支援を 図るとともに、身近な人のケアが従業員のキャリア形成に大きく影響しないよ うにする制度設計に努めます。

ケアラーに焦点を当てた地域に向けた活動や事業者としての環境設定が、 ケアラーにとって安全で安心な地域づくりにつながります。

オ 学校等の役割

(ア)役割

学校等は、ケアラーの状況や支援の必要性を理解し、市のケアラー支援に協力します。また、ヤングケアラーや若者ケアラーに関わる可能性があることを認識し、関わりのある者がヤングケアラーや若者ケアラーである場合は、その意向を尊重しつつ、教育機会や健康状態、生活環境などを確認し、必要な支援を行います。ヤングケアラーや若者ケアラーからの相談に応じ、市や関係機関、民間支援団体と連携して必要な支援を提供するよう努めます。

(イ)活動の指針

まず児童・生徒の健康状態や生活環境の把握に努めるとともに、必要に応じて、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)」、スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)」及び外部機関等と協力して支援体制を整えます。

学校では、学校生活アンケートや面談を通じて生徒等の状況を把握します。 生徒等が、日常及び学校生活において何らかの課題を抱え、ケアラーである 可能性がある場合は、SC、SSW及びこども家庭センターなどと連携しながら 学びや家庭生活、心の安定のサポート等、児童・生徒に寄り添った必要な支 援について慎重に検討します。また、支援を必要とする児童・生徒からの相談 に対して関係機関と連携し、必要な支援につなげます。

カ 広報及び普及啓発の促進など

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社による「令和 2 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業ヤングケアラーの実態に関する調査研究について」の調査結果において、世話をしている家族が「いる」と回答した中高生に、「世話について相談した経験の有無」を聞いたところ、相談した経験について「ある」との回答が 2~3割、「ない」との回答が 5~6割でした。また「ない」と回答した方に、なぜ相談しない(しなかったのか)を聞いたところ、「誰かに相談するほどの悩みではない」が最も高く、次いで「相談しても状況が変わるとは思わない」という回答が高いという結果でした。

次に、神奈川県高齢福祉課(2021 年(令和 3 年)2 月)による「神奈川県ケアラー(家族介護者)実態調査の結果について」ケアラーが必要とする支援として、「ケアラーに役立つ情報の提供」が40.8%で最も高いという結果でした。

これらの状況から「どこに」「どのような」「有用な情報があるのか」をケアラーに周知することは重要なことと言えます。

市は、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などがケアラーの状況 や支援について理解し、ケアラー支援に関する知識を深めるため、広報や啓発 活動を行います。社会全体でケアラー支援が推進されるよう、必要な施策を実 施します。また、ケアラーが自身の状況を理解し、必要な支援を求めることがで きるようにするため、市民や事業者、学校、関係機関、民間支援団体などに対してケアラー支援に関する啓発や必要な措置を実施します。

キ 施策の方向性

(ア)体系図

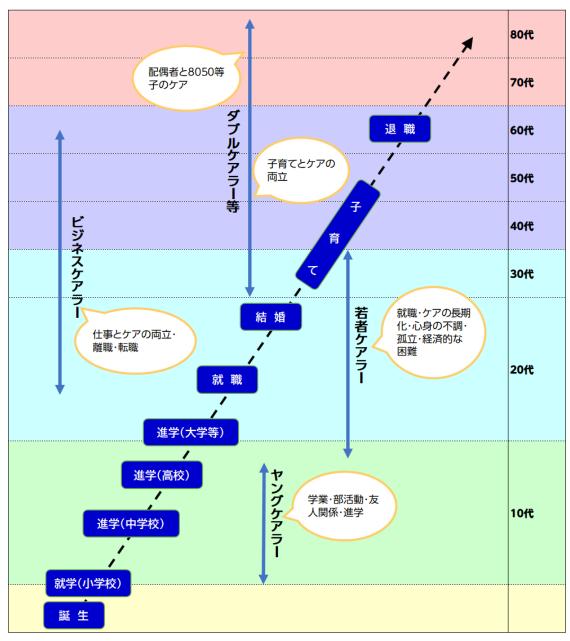
- (イ)課題→現状できていること、役割と照らし合わせたときにハードルと なっていることを記載する予定
- (ウ)今後の方向性→(イ)への対応の考え方を記載する予定
- ▶ 外国籍の子どもが親の通訳をしている状況から外国籍籍の世帯に関する ことも視点
- ▶ ケアラーを取り巻く状況として、8050 や 9060
- ▶ 多重な課題を抱え、福祉だけでも医療だけでも解決が難しいという状況
- ▶ 精神疾患を抱える親を持つヤングケアラーは偏見の影響を受け、相談先がわからない状況にあり、子どもたちが支援を受けられるような環境整備
- ▶ ライフステージごとの課題や偏見を減らす啓発活動や教育の取り組み
- ▶ 多くのケアラーは自身がケアラーであることに気づいておらず、特に障がい 児のケアや引きこもり家族への情報提供
- ▶ 長期にわたるダブル介護やトリプル介護といった状況にいる人々に対し、さらなる支援
- ▶ ケアラーは誰にでもなり得ることであり、気遣いや心遣い、職場の理解の重要性
- ▶ 困った時、追い詰められてしまった時に相談できるところ
- 困ったときに声をあげられる、それに気づけることが大切

4 ケアラー支援に関する施策(事例)

ライフステージとケアラーの関係は、ケアを必要とする人がいる場合、そのケアを担 う人のライフステージによって、抱える課題や必要な支援が異なります。特に、ヤングケ アラーは、通常大人が担うべきケアを行っている子どもや若者であり、学業や進学、就 職など自身の成長とケアの両立に苦労する場合があります。

また、ライフステージにおいて、誰もがどのようなステージでもケアラーになり得る可能性があります。

【ライフステージにおけるケアラーの状況イメージ】



➤ 事例

- ▶ 外国籍の子どもが親の通訳をしている状況から外国籍籍の世帯に関することも視点
- ▶ ケアラーを取り巻く状況として、8050 や 9060 問題
- ▶ ケアラー自身もケアを必要としている世帯
- ▶ 市内(地域)で展開されている取組(市民・事業者・関係機関・学校などが関わった事例)

5 資料編

➤ 市の事業を掲載

以上

カテゴリー	委員等	内容	困り感・課題など	連携先として必要な機関や団体等
	伊草委員	就労支援、障がい者手帳、障がい年金の取得やサポート。 自立支援医療等の医療費助成の説明と取得の協力。 公共料金の割引、税金の控除等の説明とサポート。 今後の実施可能な支援としては、福祉タクシー利用助成(タクシー利用券の配布)を、横浜市で実施しているガソリンチケット (?)の配布との選択制にすること。	私たち「絆会」がサポートしている若年性認知症のご本人・ご家族の方は、病気の診断直後では、高齢の認知症患者さんと同様に介護保険サービスの利用(特にデイサービスの利用等)を勧められるケースが大変多いです。 年齢・症状の進行具合でその導き方は間違いではないのですが、障がい福祉サービスの利用は多岐にわたり、さらに長期にご本人・ご家族を助けていただけます。 このことを理解しておられない方々(関連病院・包括支援センター・ケアマネジャー等)が非常に多いことが残念でなりません。対象者が少ないことも一因と思われますが、わからないようでしたら私たち「絆会」に繋いでいただければと思います。	行政側としましては、藤沢市保健予防課さん、高齢者支援課さん、障がい者支援課さんが必要不可欠な機関ですし、市内19ヶ所のいきいきサポートセンターさんも連携先として貴重です。あと、民間企業では市内の医療機関(特に精神科・心療内科・脳神経外科又は内科)さんからの情報提供が大切です。そして、これは機関・団体ではなく個人になりますが、若年性認知症支援コーディネーターさんという方がいられて、この病気の当事者(ご本人・ご家族)からの相談受付、支援に携わるネットワークの調整等を行ってもらえます。大変重要な役割を担ってもらっています。
	松本委員	近隣小・中学校情報交換会等で情報を聞き取り担当課へつなぐ、見守りや支援などをする(民生委員は守秘義務があるので)。	ノーの自我が出てこない。	小・中学校の学校アンケートの結果などを民生委員でも共有していきたい。 藤沢市こども家庭センターとの連携。民生委員の方々への周知:7月10日(木)主任児童委員連絡会で、こども家庭センターより、「ヤングケアラー」についての説明とチラシ配布をしてもらった。
市民等	中澤委員	参加者は、何年も家族の介護をしている方、介護を始めて間もない方もいます。家族関係では、配偶者・親・子ども、年齢も	「ケアラーの想い・声の届け方」「ケアラー経験の活かし方」 チャレンジ II の家族向け日中活動は、毎月1回定期的に開催されていますが、いつでも参加できる緩い場であるため、その時々で参加人数は異なります。初めての参加者には「人数が少なかったら残念な思いをされるのでは」と気になることもあります。 自分の苦しみ悩み事を抱えながら参加しているうちに他の参加者に勇気づけられ、また自分も「他の参加者のお役に立てるだろうか、経験を活かせるだろうか」と思うようになりました。ケアラーの経験をどのように活かすことができるか、ケアラー間の共感にとどまらずにケアラー経験のない方の共感も得て、困ったとき、辛いときはお互いに支え合える街づくりを進めていくことは、障がい種別や年齢に関係なく、共通の地域課題で	普及啓発先と考えると多数あると思います。 利用できる社会資源を増やしていくとともに、本人と社会資源を結びつけてくださるコーディネーター、相談員の充実も必要だと思います。 「障がい」という言葉を聞くと「福祉サービス」がイメージされますが、一般市民の方々が利用している社会資源を障がいのある方がもっと利用できるようになれたらよいと思います。例えば「公民館のサークル活動」への参加機会が増えるとよいと思います。一定の配慮があれば参加が可能かもしれませんし、家族やボランティア、移動支援のヘルパー等が付き添うことで、受け入れてくださるようになるとよいと思います。 その橋渡し役を行政の担当部署にお願いできるのか課題はあります。 障がいのある方の余暇の過ごし方が多様になることで、ケアラーの負担軽減やケアラーと家族の良好な関係性の維持に繋がるのではないかと思います。

カテゴリー	委員等	内容	困り感・課題など	連携先として必要な機関や団体等
市民等			家族会(ピアサポートグループ)のスタッフの継承。 ⇒同じ境遇をした者同士だからこそ話せる安心感の価値は確 実にあるものの参加者もお仕事やライフイベントの変化(結婚 や出産等)がある中で、細く長く会を続けることが"ボランティ ア"という枠組みでの限界がある気がします。	「ヤングケアラーズフェスティバル」の開催。今年も10/19 (日) 横話金沢区にて開催予定とのことです。 欧州発祥の取組で日本でも近年開催地域が広がっています。 ケア負担から解放され、この日だけはケアの日常を忘れて子ども・若者らしい体験をしてもらうことで心身のリフレッシュを促します。 ▶連携先:ヤングケアラーズフェスティバル実行委員会
	課題等のポイント	た、関連機関(病院やケアマネジャー等)にその理解が不足してして ヤングケアラーや若者ケアラーについての情報共有や気づきの	の促進が、地域で求められています。 、参加者同士が共感し合い経験を活かす場となっています。また	D利用も幅広く長期的支援につながるため理解が必要です。ま 、ケアラー経験を地域課題として捉え、支え合う街づくりが重要

カテゴリー	委員等	内容	困り感・課題など	連携先として必要な機関や団体等
関係機関		ケアマネもヤングケアラー等の研修や勉強会の機会もあり、 他ケアマネにも共通理解を深めていただくこともできるかと思 います。	ケアマネとして利用者支援する際に介護者となるケアラーの 負担を軽減することなども考えています。やはりケアラーのラ イフステージによって困りごとが異なるのでそれぞれの思いに 寄り添えるように務めています。 ビジネスケアラーだと"時間"がない(就労しているため)、老 年期ケアラーは"お金"がないという課題が多い。	ケアマネ連絡会のHPで啓発などを発信することは可能だと 思います。団体として子ども食堂を行っている団体などもヤン グケアラーの関わりはありそうな気がします。
	深見委員	フォーマルサービスの充実が何よりのケアラー支援になる。 障がい福祉サービスの場合、本来はケアを必要とする方のための利用計画を作成することを基本として求められる(本人の意思決定など)ため、ケアラーのために本人への支援を計画することは「本人不在」になりかねないので、どのように考えていけば良いかは考えていかなければならないとも思っています。情報提供や共有、理解促進を積極的におこなう。支援者がケアラー支援の視点を持てるように促す。ケアラー支援という共通項で話し合える場面を増やすこと。	ヘルパーはケアラーに接する機会が一番多い職種であると思っています。しかし、介入したいと思うケアラーがいたとしても、加入できない(しにくい)ケースが多々ある。 ①ケアラーが介入や支援を求めない:自身がケアラーであるという認識がないなどの理由から、自分が支援される立場でもあることへの自覚がないため拒否する場合や「家庭内の絶妙なバランス」が崩れる懸念から介入や支援を求めないケースがある。 ②ヘルパーや責任者(管理者)が踏み込めない:ヘルパー自身は気になることがあったとしても、自身の業務範囲を超えてしまうため踏み込めない。 責任者や管理者は人員不足などの影響により、ただでさえ時間がない中、たとえ気になるケアラーがいたとしても、踏み込むことができないでいる ③相談する相手がいない:②に繋がることでもあるが、ケアラーへの介入の必要性がわかっていても、責任者や管理者が一人で抱え込んだり、悩んでしまうことが多く、連絡会の会議などでも話題に上がることがあります。相談支援がついている利用者であっても、相談支援専門員でもそこまでの介入が簡単ではなく、行き詰まってしまうケースが多いです。ケアラーに特化した相談先があると助かります(相談に乗ってくれるだけでももちろん助かりますが、欲を言えば動いてくれる相談先が尚良し)。	 "きょうだい"関係にあえて情報を絞りまして 全国きょうだいの会 https://kyoudaikai.com/ Sibkotoシブコト (障害者のきょうだい (兄弟姉妹) のためのサイト) https://sibkoto.org/
		近年、いわゆるビジネスケアラーを支援することが多いです。 また障がいのある子どもと親の介護等ダブルケアで疲れ切っ ている方の相談を受けることもあります。多職種連携による支 援を実践しています。	ビジネスケアラーとの連携に苦慮することがあります。特に、世帯を持っておらず、職場の中核を担っているような方で、高齢者本人との関係性が希薄になっており、協力に積極的ではない、もしくは時間がさけないといった状況がしばしば発生します。近年では介護休暇等、親の介護に対する施策も周知されていると思われますが、なかなか積極的に活用できないということもあるのかもしれません。 背景には人口減少による、生産年齢人口減少の亢進、晩婚化によるダブルケア―等大きな社会情勢があり、これは県や国レベルが主導して施策を検討するものかと思いますが、課題を解決するには多くのハードルがあるのだろうと思っています。	一方、ミクロの視点で考えると、その方が属している企業の風土や、活用できる社会資源はあるものの、そのことを知らない、もしくは知っていても、職場に迷惑をかけてしまうのではないかという心理的負担、不安があるのかもしれません。この状態は自分自身にも当てはまる状況で、十分理解できます。多くの職場で人手不足が常態化していることが予想される中で、この部分にどのようにアプローチしていくのかを考えるとというのが、市町村単位で検討できることなのかもしれないと最近は思うようになりました。そういった意味で、企業等との連携というのは欠かせないものになってくると感じています。

カテゴリー	委員等	内容	困り感・課題など	連携先として必要な機関や団体等
	山田委員	すること。	ケアラー支援の中には、夫婦間の高齢者ケア、我が子の障がい児者ケア、親の高齢者・障がい者ケア、兄弟間の高齢者・障がい者ケアなど、様々な立場が含まれる。状況が異なれば課題も異なるため、それぞれの課題に応じた支援体制の在り方を整理していくことが必要だと考える。ケアする方が高齢化などによる第3者へのケアの移行の場合、ご家族が行っていたケアを他者に任せようとすると、家族が行っていたケアと、社会的なケアに差異が生じることもある(消えてしまうケアや、新たに生じるケアなど)。どこまでケアをするのかは、ケアを受ける方とケアを行う方の関係性によっても変化が生じる。他者にケアを預けることによる変化を、ケアを受ける方・ケアをしてきたご家族・今後ケアを担う方たち、の3者で丁寧に作り上げていく必要がある。ケアラー支援が制度化していくことは重要ではあるが、一方で制度化によりフォーマルな役割が明確化していくことで、その狭間にある支援が埋もれないようにしていく必要がある。	介護保険事業所等→高齢者による障がいのある方のケアケアする方に何かが生じた際、ケアを必要としている方の緊急
関係機関	大慈委員	ジャー様や地域包括、医療機関(地域相談室)に相談する。介護 負担の軽減を図っている。今後も、継続していく。 ケアラーが利用できるサービスを知り、情報提供や相談窓口に繋げる。 気軽に看護師に相談できるコミュニティーカフェのような空間があると良い。 子ども食堂や図書館など、相談目的ではなく訪れた場所で、たまたま話しているうちに相談に繋がるというようなイメージ。看護師という理由だけで心を開いてもらええることも。人を看る専門職なので、何かお役にたてるのではないかと思う。スクールカウンセラーに相談しに行ける子はごく一部だと思う。一緒に遊んだり時間を過ごすことで話し出すこともあると思う。現実的には、なかなか難しいかもしれないが、ボランティアの一環と	前回少し触れたが、介護することで自分の価値を保てている方がいる。ケアラーとしての負担を減らす一方、"子ども"が社会で自立できるような支援の紹介も必要になる。上記の場合、困っているはずと思うのは支援者側のエゴなのか?訪問看護師として支援するということは、税金を使うことになるので、こちらの思いだけで、支援はできない。しかし、介護者の心身・社会的な安全が保てない場合は、支援が必要。線引きが難しい。いつでも相談に乗りますと伝え続けることで、自ら相談に来ることを信じて待つのか?相談できる場所や相手を明確にすること、アピールすることが大切。名刺サイズのカード(トイレにおいてあるDV被害相談先のように)。	<本題とずれるが> クリニックナースにもケアラー支援という意識付けをするセミナー等の機会があると良いと思う。要介護状態の場合だが、クリニックナースが、何かおかしいと感じて相談してくれるケースもある。理想は、医師も巻き込むのが良いが。ぜひ、クリニック

カテゴリー	委員等	内容	困り感・課題など	連携先として必要な機関や団体等
	北野委員	相談支援を繰り返すなかで、ケアラー支援に対する「あったら いいな」の取り組みを行政・地域ともに創造していく。	ケアラー支援において、ケアラー自身に対する福祉的なサービスの圧倒的不足。 ケアラーからSOSの発信しづらさ(一人で抱え込んでしまう傾向がある)。	ライフステージごとに、ケアラーに陥りやすい状況が多種多様であるため、様々な機関や団体と連携する必要があると思います。 専門機関ももちろんですが、地域住民や自治会等との連携も重要。地域のアンテナを立てる取り組みや意識づけも重要。
関係機関	和田委員	共催 藤沢市精神障がい者地域支援連絡会 個々の業務において「ケアラー支援」が必要なケースに関わった。	令和5年1月研修実施…ケアラー支援に関する研修は2年半前の開催。回数、頻度が妥当か少ないかは何とも言えません。個々の業務において「ケアラー支援」が必要なケースに関わった際、連絡会にて作られた「顔の見える関係性」を活用し、必要な支援の提供につなげる…「ケアラー支援に限らず、このような事は行われていると思いますが…あくまでも「個々の業務」の延長線上と言えるので、連絡会としての課題等は何とも言えません。	支援で実施できそうなことは、機会あれば研修会を行う事。 連絡会を通じて「顔の見える関係づくり」を継続していく事。 個人的には、ケアラー支援協議会への参加により、ここでも「顔の見える関係づくり」につながる事を期待しています。
	困り感・課題等の ポイント	次に、ヘルパーはケアラーに最も接する機会が多いものの、ケ また、相談先の不足や連携の困難さも指摘されており、特にヒ	ージによって抱える課題が異なるため、それぞれに寄り添った支 アラー自身の認識不足や業務範囲の制約、人員不足などから十 ごジネスケアラーとの連携には時間的・心理的ハードルが存在しま の中でもフォーマルな支援の狭間にあるニーズを見逃さないこ 的不足、SOS発信の難しさも大きな課題として挙げられます。	分な介入が難しい現状があります。 Eす。

カテゴリー	委員等	内容	困り感・課題など	連携先として必要な機関や団体等
事業者	田中委員	からのケアラーに関する相談に対応する。労務相談について	現在、ケアラー支援に関する専門相談(労務相談)について、事業者への周知が十分に行き届いておらず、その必要性や具体的な支援内容についての理解が進んでいない状況である。そのため、現時点では事業者からの相談実績がなく、潜在的なニーズが顕在化していないことが課題となっている。今後は、ケアラー支援の重要性や専門相談の活用方法について、事業者に対する継続的な情報発信や、具体的な事例紹介などを通じた理解促進が必要と考えている。	
学校等	後藤委員	学校生活アンケートを実施しているが、そこから見えることもあるかもしれない。今後、必要に応じて、アンケートの内容を変更または、追加することはできると考える。		学校は基本的に児童の支援となるため、保護者への支援は、 外部機関。
	大川委員	学校としては、学校生活アンケート(年3回)、担任との二者面談等を通して、生徒の様子の把握に努める。ケアラーであることが確認できたら、本人の話をよく聞き、SC(スクールカウンセラー)や、子ども家庭センター等の他機関と連携しながら、生徒の学びの保障と家庭生活の安定、心の安定をサポートしていく。	学校という立場では、事実を知ったとしても、家庭内に入っていくことが難しいので、SSWやCSW,子ども家庭センター等他機関と連携しながら対応していく事になると思います。	学校としては、やはりSSW、CSW、子ども家庭センター、状況によっては児童相談所も連携先として考えられます。
	青木委員	研修会や講演講師として支援ができます。このことにより、ケアラー支援に関する基本的な考え方などについて説明したり、実際に支援活動をされている様々な団体・個人の活動や課題を共有したりする中で、より良い支援を考えていくことができます。	ピアサポートグループの活動が10年を越え、活動を継続していくための担い手の育成。	ケアラーに対する支援活動をされている様々な団体・個人。
	困り感・課題等のポイント	まず、学校は家庭内の問題に直接介入することが難しいため、 次に、ピアサポートグループの活動が10年以上続いており、そ	SC,SSWやCSW、こども家庭センターなどの他機関と連携して その継続のためには担い手の育成が重要です。	て対応する必要がある点です。



ケアラー支援に関する条例が施行されました

藤沢市では、「ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例」が令和7年 4月1日に施行されました。本条例では、ケアをされる人もケアをする人もどちらもが大切にされ、 夢と希望をもって健康で文化的な自分らしい人生を送ることができるよう、ケアラーに対する支援に 関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、関係機関及び学校等の役割、ケアラー支援 に関する施策を実施するためのケアラー支援計画の策定、支援計画に関すること及びケアラー支援 に関する施策の総合的かつ計画的な推進について意見を求めるため、ケアラー支援協議会の設置など を定めています。

事業者の役割について

ケアをされる人もする人も自分らしい生き方ができる藤沢づくり条例(一部抜粋)

- 事業者の役割 -

- 第6条)事業者は、基本理念にのっとり、ケアラーが置かれている状況及びケアラー支援の必要性について の理解を深め、ケアラー支援に関する市の施策に協力するよう努めます。
- 2 事業者は、雇用する従業員がビジネスケアラーである可能性があることを認識し、当該 従業員がビジネスケアラーであると認められるときは、その意向を尊重しつつ、当該従 業員が勤務するに当たっての配慮、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めます。

本条例に関すること

詳細については、藤沢市ホームページ「ケアラー支援」ページをご覧ください。



相談窓口

国や県の相談窓口

ひとりで悩まずに是非ご相談ください。支援者の方も相談できます!

- ●育児・介護休業法、仕事と介護の両立支援制度に関すること 神奈川労働局雇用環境・均等部 ① 企画課 電話045-211-7357 ② 指導課 電話045-211-7380
- 円滑な介護休業取得や職場復帰等職場環境の整備に関すること (中小企業のための育児・介護支援プラン導入支援事業:厚生労働省委託事業) 社会保険労務士等の資格を持つ「仕事と家庭の両立支援プランナー」が無料で訪問支援等
- ●かながわヤングケアラー等相談LINE LINE、電話での相談 電話045-212-0581





市などの相談窓口

地域福祉推進課・バックアップふじさわ(市役所本庁舎2階/福祉の総合相談) ……電話0466-50-3533 高齢者支援課(市役所本庁舎2階/高齢者への介護や家族会に関する相談)……電話0466-50-3523 こども家庭センター(市役所本庁舎3階/子ども・子育て・青少年に関する相談)…電話0466-50-3569 藤沢市社会福祉協議会バックアップふじさわ社協

(市役所分庁舎 1 階/コミュニティソーシャルワーカー(CSW)による総合相談)…電話0466-47-8131



令和6年度 ワーク・ライフ・バランス啓発パンフレット 「ビジネスケアラー」仕事と介護の両立へ

2025年(令和7年)4月発行 編集・発行:藤沢市経済部産業労働課

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 TEL 0466-50-8222(直通)デザイン・装丁:有限会社湘南グッド

仕事と介護の面立へ

~今、企業に求められる両立支援の取り組み~

ビジネスケアラーとは

ビジネスケアラーとは、仕事をしながら家族等の介護をする人のことです。

高齢化や生産年齢人口の減少が進む中で、ビジネスケアラーは増加しており、経済産業省の推計に よると 2030 年には家族介護者 833 万人のうち、その約4割(約318万人)がビジネスケアラーとなり、 ビジネスケアラーの離職や労働生産性の低下に伴う経済損失額は約9兆円によるとされています。

┃ビジネスケアラーに関連する指標の推移



■ビジネスケアラーに関連する経済的影響



2030年には家族を介護する833万人のうち、約4割の

318万人がビジネスケアラーに

仕事と介護の両立困難に関連する企業ごとの経済損失額を、 特定の業種・従業員数をモデルとして試算

【モデル企業】製造業/従業員3.000名

62.415万円/社 (従業員一人当たり 20.8万円)

中小企業 【モデル企業】製造業/従業員100名 773万円/社 (従業員一人当たり 7.73万円)

出展:経済産業省「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン(入門編)

ケアラーを知っていますか

「一般社団法人日本ケアラー連盟」による定義

・ケアラー

こころやからだに不調のある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な 家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のこと。

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、 家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子 どものこと。

若者ケアラー

18歳~おおむね30歳代までのケアラーのこと。 ケアラーに含まれますが、若い世代には、進学や就職、キャリア形成、仕事と 介護の両立、人生設計など、若い世代固有の課題があります。







企業に求められること

企業経営としての仕事と介護の両立の重要性

【企業価値向上に向けて(人的資本経営の実現)

- 中長期的な企業価値向上に向けて、人的資本経営の一環として、 「仕事と介護の両立」についても改めて、経営戦略と連動した 人材戦略の一部として位置づけていくことが重要
- こうした人的資本に関する取組が進むことにより、 「健康経営」や「DE&I(ダイバーシティ、エクイティ&インクルー ジョン)」の文脈においても効果が見込めるものとなる



介護のための施策ではなく、 他の経営テーマに介護を含めていく

【人材不足に対するリスクマネジメントとして

- ライフプランが多様化する日本社会においては、 従業員の年代構成にかかわらず、仕事と介護の両立支援は 全ての企業が取り組むべき重要な課題
- 今後ますます人材不足が加速する中、人材戦略としての ビジネスケアラー支援は個人のキャリア継続だけでなく、 持続的な事業・組織運営におけるリスクマネジメントとなる

年齢階層別のビジネスケアラー人数と人口に占める割合(2022年10月時点)



特に従業員の40~60代が多い場合、 企業活動への影響が大きい

企業が取り組むべき介護両立支援のアクション

経済産業省は、企業の中で仕事と介護の両立支援を充実させるに際して、全ての企業が共通して取 り組むべき事項として、「経営層のコミットメント」「実態の把握と対応」「情報発信」の3つのステッ プを示しています。また、企業の実情やリソースに応じてさらに充実させることができる両立支援施 策として、「人事労務制度の充実」、「個別相談の充実」、「コミュニティ形成」、「効果検証」を挙げています。

全企業が取り組むべき事項

STEP 1 経営層のコミットメント

仕事と介護の両立支援において

全社的に取り組む意向を示す 経営者自身が知る

「介護」を知り、企業活動への影響の

可能性を認識しているか?

✓ 経営者からのメッセージ発信 ✓ 人材戦略の具体化

ポリシーを発信しているか?

✓ 推進体制の整備

担当役員設置/担当者の指名、 管理職層の巻き込みができているか? 適切な指標を設定できているか?

STEP 2 実態の把握と対応

組織内での仕事と介護の両立における 影響・リスクを把握

✓ アンケート・聴取

社内の介護に関する状況をしっかりと 把握できているか?

✓ 適切な指標の設定

仕事と介護の両立施策推進に向けて、介護を行う従業員が活躍できるよう

人材戦略を設計できているか?

仕事と介護の両立支援に関して

管理職向けの両立支援推進に関する 研修の機会を提供できているか?

✓ 相談先の明示 社内での相談先·プロセスを

社員向けに明示的に伝えられているか?

企業がプッシュ型の情報発信を行うことで、 従業員個人の将来的なリスクを低減

✓ 基礎情報の提供

介護保険制度などの基礎情報を

プッシュ型で提供できているか?

✓ 研修の実施

外部の専門家設置、lonl、 人事部·管理職との三者面談 等 全社員向けにリテラシー向上の研修や

✓ コミュニティ形成

精神的負担を軽減するため、介護経験者 同士による対話の場づくり 等

企業独自の取組の充実

企業の実情・リソースに応じて検討・実施

法定義務を超えた柔軟な働き方の推進 福

人事労務制度の充実

利厚生による経済的な支援 等

✓ 個別相談の充実

✓ 効果検証

各施策の実施効果について、 KPI達成状況等を踏まえた検証

外部との対話・接続により、両立支援を促進



外部への発信と対話による企業価値向上

顧客投資家従業員家族将来の従業員候補等のファークサッグ

地域と連携した両立体制構築

自治体や企業等が提供する 介護資源へのアクセス

出展:経済産業省「仕事と介護の両立支援に関する経営者向けガイドライン(入門編)」

仕事と介護の両立に関する助成金(事業者向け)

両立支援等助成金

働き続けながら子育てや介護を行う労働者の雇用の継続を図るための就業環境整備に 取り組む事業主に対して両立支援等助成金を支給することにより、職業生活と家庭生 活の両立支援に対する事業主等の取組を促進し、労働者の雇用の安定を図る。

支援コース

介護離職防止 詳しい支給の要件や手続、支給申請期間については、厚生労働省の HPを ご参照ください。





厚生労働省は、働く人が介護に直面したとき又は介護を行う前には、何を すればよいか、介護をしながら働き続けるためのポイントを紹介しています。

(介護に直面したとき)

ポイント 職場に「家族等の介護を行っていること」を伝え、必要に応じて 勤務先の「仕事と介護の両立支援制度」を利用する

ポイント2 介護保険サービスを利用し、自分で「介護をしすぎない」

ポイント ① 介護保険の申請は早目に行い、要介護認定前から調整を開始する

ポイント4 ケアマネジャーを信頼し、「何でも相談する」

ポイント 日ごろから「家族や要介護者宅の近所の方々等と良好な関係」を築く

ポイント 6 介護を深刻に捉えすぎずに、「自分の時間を確保」する

「まだ介護を行っていない方)

ポイント 介護保険制度・介護サービス、両立支援制度の概要を把握しておくこと

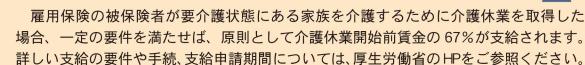
ポイント2 介護に直面した時にどこに相談すればよいか、その窓口を知っておくこと



出典: 厚生労働省「仕事と介護両立のポイント 概要版 あなたが介護離職しないために」

仕事と介護の両立に関する給付金(労働者向け)

介護休業給付 ※雇用保険制度





受給申請手続については、在職中の事業所を管轄するハローワークで行えます。 (ハローワーク所在地一覧)



